

静岡県告示第626号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

令和2年9月11日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

2 指定区域

静岡県掛川市高田字北谷田574番1、字北谷田574番2

静岡県掛川市高田字北道ヶ谷596番の一部、字北道ヶ谷582番1の一部

静岡県掛川市高田字北道ヶ谷原581番の一部

静岡県掛川市高田字北道の谷582番2の一部

静岡県掛川市高田字道ヶ谷548番1の一部、字道ヶ谷548番2の一部、字道ヶ谷548番6の一部、字道ヶ谷573番1、字道ヶ谷573番2の一部、字道ヶ谷573番3の一部、字道ヶ谷573番4、字道ヶ谷573番5

静岡県掛川市高田字南道ヶ谷564番の一部、字南道ヶ谷565番の一部、字南道ヶ谷572番1、字南道ヶ谷572番3

静岡県掛川市吉岡字堂ヶ谷1864番の一部、字堂ヶ谷1925番6の一部、字堂ヶ谷1925番7の一部、字堂ヶ谷1925番10の一部、字堂ヶ谷1925番11の一部、字堂ヶ谷1925番12の一部、字堂ヶ谷1925番14の一部、字堂ヶ谷1925番17の一部、字堂ヶ谷1925番89の一部、字堂ヶ谷1925番90、字堂ヶ谷1925番91の一部、字堂ヶ谷1925番92の一部、字堂ヶ谷1925番93、字堂ヶ谷1925番96の一部、字堂ヶ谷1925番97の一部、字堂ヶ谷1925番98の一部、字堂ヶ谷1925番99、字堂ヶ谷1925番101の一部 以上36筆